

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会  
チャイルドシート貸出要領

1. 目的

この要領は、美祢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の所有するチャイルドシートの貸出について必要な事項を定め、子育て支援の一助に寄与することを目的とする。

2. 利用対象者

この事業の対象者は、借用申込者が市内に住所を有する者（以下「申込者」という。）とする。

3. 貸出期間及び対象

- (1) 原則、一世帯につき1台の借用とする。
- (2) 同じ対象児に対する別世帯での借用は認めない。
- (3) 予約は認めない。
- (4) 使用する1週間前から借用を認める。（産前については出産予定日の2週間前より認める）
- (5) 借用期間の詳細については、別に定める表1、表2を基準とする。

表1 <1台借用>

	乳児用	幼児用	学童用
貸出期間	・最長1年（更新1回） ・産前については予定日の2週間前より貸出を認める。	最長1年（更新1回）	最長2年（更新3回）
更新	6ヶ月毎に更新が必要	6ヶ月毎に更新が必要	6ヶ月毎に更新が必要

表2 <複数台借用>

	乳児用	幼児用	学童用
貸出期間	・最長1ヶ月（更新なし） ・ただし、多胎児に限り、最長1年で複数台借用を認める。（6ヶ月更新）	最長1ヶ月	最長1ヶ月
更新	多胎児以外は更新なし	更新なし	更新なし

4. 貸出手数料

原則無料とする。ただし、返却時に汚れ等がある場合には、申込者がかかる費用を負担し清掃の上、返却する。

## 5. 貸出手続き

申込者は、1台毎にチャイルドシート借用申込書(様式第1号)を社協会長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 申込者は、借用申込書に記載の借用条件について確認をする。
- 3 チャイルドシートの借り受け、又は返却の運搬及びそれに要する経費は、申込者の責任で行うものとする。(取り付け、取り外しについても申込者が取扱説明書を確認の上、申込者の責任で行う。)
- 4 複数台貸出や借り換えの場合には、1台毎に申込書に記入をし、貸出の管理を適正に行うものとする。

## 6. 更新手続き

各チャイルドシートは、原則6ヶ月毎の更新を要する。また、複数台の借用については、短期(最長1ヶ月)のみの貸出とし、更新手続きは受け付けない。

- 2 申込者は、申込書の更新日の欄に更新日と返却予定日を記入し、押印する。
- 3 シートの借り換えをする際、申込者は新しく別紙借用申込書を記入し、申請をする。

## 7. 申込者の責務

申込者は、貸出のチャイルドシートの不具合当によって生じた事故について、自らの責務により処理、解決しなければならない。

- 2 申込者は、取扱いまたは管理の不適切によりチャイルドシートを破損・紛失した場合、その費用を負担し、解決しなければならない。
- 3 他人にチャイルドシートの譲渡や貸出をしてはならない。
- 4 使用後のチャイルドシートは、次の借用者が利用できる状態に清掃した上で、返却する。

## 8. その他

この要領に定めのない事項については、社協会長が別に定める。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。